

# 出張検査予定表（令和6年10月から令和7年9月まで）

日本小型船舶検査機構 名古屋支部

〒461-0048 名古屋市東区矢田南1-4-15

TEL 052-712-3151 FAX 052-712-3030

検査地区方面	令和6年→						令和7年→																													
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月																								
① 愛知県 名古屋市、海部郡、あま市、瀬戸市、豊山町、津島市、 愛西市、弥富市、尾張旭市	7	21	28	11	18	25	2	9	16	10	20	27	3	10	17	3	10	17	7	14	21	12	19	26	2	9	16	7	14	28	4	18	25	1	8	22
																24	31			28					23	30								29		
② 岐阜県 全域(ただし、⑤検査地区を除く。) 愛知県 一宮市、岩倉市、江南市、稲沢市、春日井市、小牧市、 犬山市、北名古屋市、清須市	1	8	15	12	19	26	3	10	17	14	21	28	4	18	25	4	11	18	1	8	15	13	20	27	3	10	17	1	8	15	5	19	26	2	9	16
	22	29															25			22					24			22	29							30
③ 愛知県 高浜市、刈谷市、東浦町、大府市、豊明市、みよし市、 東郷町、岡崎市、豊田市、安城市、碧南市、西尾市、 蒲郡市、豊川市、幸田町、新城市	2	9	16	13	20	27	4	11	18	8	15	22	5	12	19	5	12	19	2	9	16	7	14	21	4	11	18	2	9	16	6	20	27	3	10	17
	23	30								29			26			26				23			28		25			23	30							24
④ 愛知県 東海市、知多市、阿久比町、常滑市、半田市、武豊町、 美浜町、南知多町	3	10	17	14	21	28	5	12	19	9	16	23	6	13	20	6	13	27	3	10	17	8	15	22	5	12	19	3	10	17	7	21	28	4	11	18
	24	31								30			27							24			29		26			24	31							25
⑤ 岐阜県 揖斐川町、白川町、東白川村、下呂市、郡上市、高山市、 白川村、飛騨市		11			15				13		17			14			14		4	18		9	23		6	20		4	18			8				12
⑥ 長野県 飯田市、駒ヶ根市、伊那市、木曾郡、上伊那郡、下伊那郡		25			22				20		24			28			28		11	25		16	30		13	27		11	25			22				26

## 【申請手続きについて】

・受検する場所によっては、検査日の変更をお願いする場合があります。

・**検査申請の締め切りは、受検希望日の5営業日前となっております。** 検査受検可能期間を確認し、余裕をもって申請いただくようお願いします。

船舶検査申請書に受検希望日(検査時間の指定はお受けできませんのでご遠慮ください)、日中の連絡先を記入し、手数料払込後の「手数料払込証明書」を添付のうえ、支部あて提出してください。

当日の検査のお申し込みが多い場合には、ご希望に添えない場合がございますので、可能な限りお早目の船舶検査申請書の提出をお願いします。

なお、所有者や住所等の変更がある場合は、別途、申請書類等の提出が必要となりますので当支部までお問合せください。

・港又はマリナー以外の場所(自宅など)で保管されている場合、または、離島の地域で係留されている場合は、巡回する港やマリナーなどへの持ち込みをお願いしています。

・JCI ホームページの「本部・支部案内ページ」で、検査日ごとの出張検査の受付状況が確認できるようになりました。右側のQRコードより、ご確認の上、申請してください。

・支部への申請書の到着及び受付状況については、当機構のホームページで確認できますのでご利用ください。(申請書到着の電話連絡は行いませんのでご了承ください。)

※窓口申請受付時間は午前9：00～11：30及び午後13：00～16：00の間となります。



## 【検査時間等の打合せについて】

・遅くとも検査予定日の前日(月曜日が検査予定日の場合は前週の金曜日)に担当者からご連絡いたします。時間等を確実に伝えるため、船舶検査申請書の備考欄には日中連絡が取れる連絡先(携帯電話等)を必ず記入してください。なお、検査前日の16時までに連絡がない場合はお手数ですが当支部までお問合せ願います。

## 【検査の準備について】

(1) 検査を受ける前には、船体・機関・法定備品の点検を行い、不具合があれば予め修理や交換をしておいてください。

(2) 当日はエンジンの作動試験を行いますので準備をお願いします。(有効な整備点検記録の提出により免除可)

(3) 膨張式の救命設備(救命いかだ・救命浮器)、イーパブ等の無線装置、プロパンガス、発電機を備え付けている船舶については、当該設備の安全性を確認するための整備又は検査が別途必要となります。

(4) 航行区域が沿海区域(ただし書きのある限定沿海を除く。)以上の小型船舶は上架しておいてください。(中間検査の場合は、一定の条件により免除可)

※ご不明な点がございましたら当支部(TEL 052-712-3151)までお問合せください。  
なお、その際は「船舶番号(例：240-77823)」のわかる書類をお手元にご用意ください。